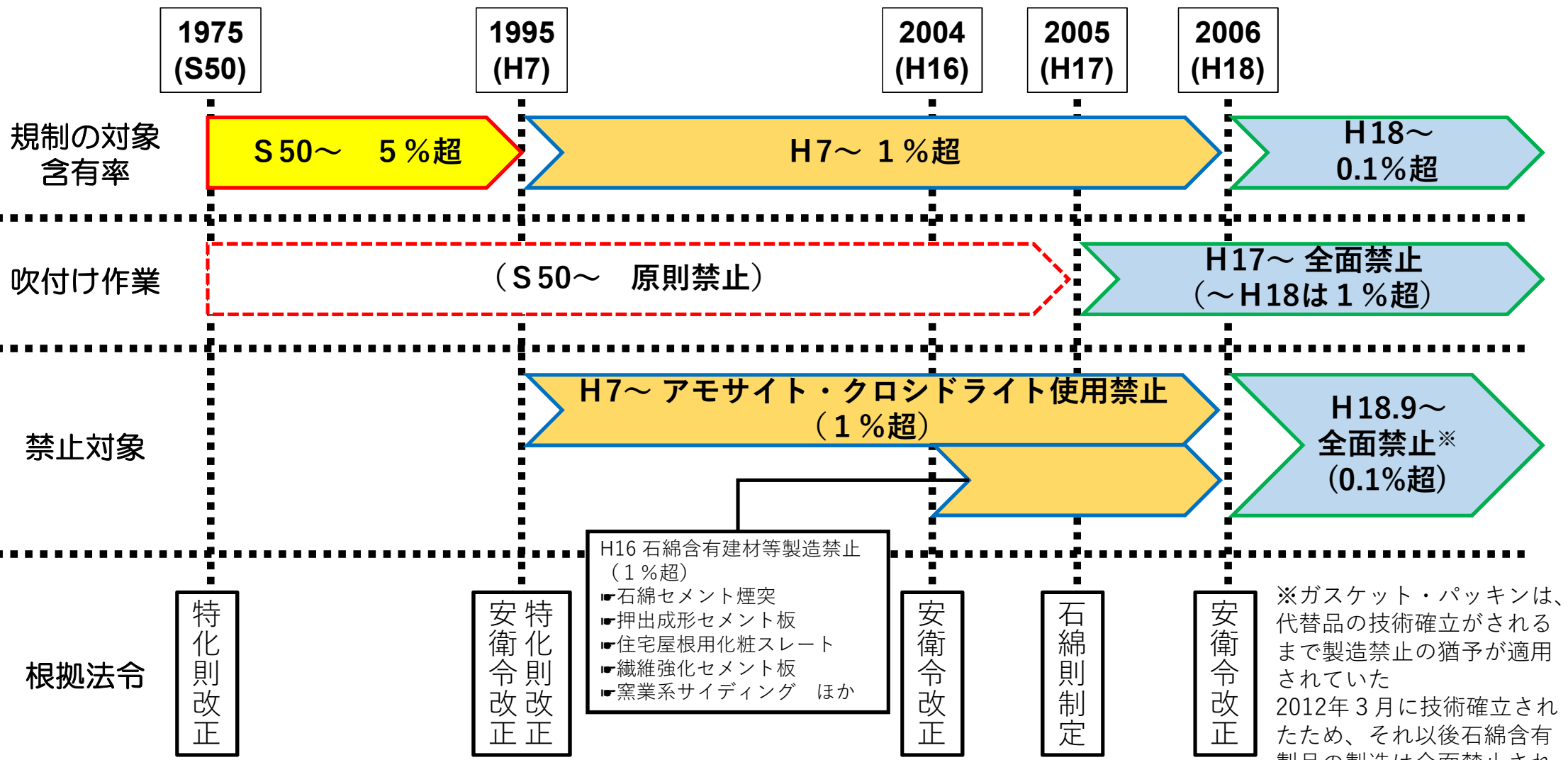


石綿の法規制の変遷について



- H16 石綿含有建材等製造禁止 (1%超)
- 石綿セメント煙突
 - 押出成形セメント板
 - 住宅屋根用化粧スレート
 - 繊維強化セメント板
 - 窯業系サイディング ほか

※ガスケット・パッキンは、代替品の技術確立がされるまで製造禁止の猶予が適用されていた
2012年3月に技術確立されたため、それ以後石綿含有製品の製造は全面禁止されている

【図作成引用元】 建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト